

国際標準総合戦略の検討課題に関する
意見募集の結果について

1．実施期間

2006年9月22日（金）～10月13日（金）

2．実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、国際標準総合戦略の検討課題について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集しました。

3．提出された意見

合計14件（うち団体2件、個人12件）。別添のとおりご意見を整理しております。

4．意見の概要

第1章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する

- 経営者の意識を改革する
 - ・ 経営者に対し、どのようなアプローチで新分野に乗り出せば良いのか、具体的な方向性と進め方を示すべき。
 - ・ 政府からの啓蒙は、民間企業にとって死活的な国際規格に限定すべき。
 - ・ 下手に標準化に取り組むと経営にマイナスになるところもある。国際標準化は重要ではあるが、闇雲に賞揚すべきではない。
- 企業の組織体制を強化する
 - ・ 政府としては事例紹介程度にとどめ、あとは各企業の自主的な判断を待つのが望ましい。
- 多様な国際標準化スキームを活用する
 - ・ 国際規格の標準化団体が多数存在し、規格団体の競争や規格のバッティングがある。政府機関は、これらの標準の位置づけを把握する「標準化マップ」を作成し、アップデートし続けるべき。
- 国際標準における知的財産の活用を図る
 - ・ 特許を取得し、その方向に標準化を持って行くのは、国際的なモラルに反する。

国際標準に使う技術は特許権を取れない、特許が存在する技術は国際標準にしない、という原則を打ち出し、各国に対して特許法の改正を動きかけるべき。

- 産業界自身によるアクションプランを策定し実行する
- ・ 産業界というかたちでの検討とともに、個々の企業の自由な活動、裁量という視点も配慮すべき。
- マネジメント分野における取組を強化する
- ・ セキュリティ認証の ISO15408 のような欧米企業に有利で日本企業に不利な標準化が行われないようにすべき。
- 産業界の自主的活動を促す支援策を強化する
- ・ 政府が助成などを行うことは重要だが、最終的には、企業自身が標準化を経営戦略のひとつとして位置づけ、人材育成及び処遇も含めたキャリアパスを設定すべき。
- ・ 国際会議に送り出す人材の育成と確保（雇用）について、特に資金面での政府の中長期的な支援が重要。
- ・ 国際標準の無料化、JIS 化（翻訳）に支援をすべき。
- ・ 国際会議の回数を半分以下に減らし、ネットワークで議論をすべき。
- ・ 標準化を策定するためのボディ（コンソーシアムやフォーラム）の構築に関して、国や公的機関（JISC 等）がその中立的立場から「会議の場」を設けるべき。
- その他
- ・ どの団体を使って、どの段階からメディアで取り上げられるようにするかなど、ある種マーケティング戦略的な観点も視野に入れるべき。
- ・ 日本企業同士が協力して技術標準を獲得する体制を構築すべき。

第2章 国全体としての国際標準化活動を強化する

- 国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する
- ・ 国費原資の研究プロジェクトは2年間で成果を出すことが求められるが、国際標準化は、よりフレキシブルな対応が必要。
- 国際議長・幹事を積極的に引き受ける
- ・ 国際標準の議長・幹事の引き受けが少ないのは、日本発の提案が少ない事の証左。どんどん標準化提案をすれば良い。
- ・ TP の議長はまとめ役であり、勝手はできない。主戦場である下位の WG におい

て議長職を押さえて主導権を取るべき。

第3章 国際標準人材の育成を図る

- 次世代の国際標準人材を育成する
- ・ 議長のみならずプロジェクトエディターなども引き受けること等を通じて若手の人材育成に取り組むべき。
- ・ 若手が活躍できる場を用意すべき。
- ・ キャリアパスの確立に賛成。政府系機関や大学に受け皿があると良い。

- 大学等における標準教育を充実させる
- ・ 対象を理系学部にとらず、文系学部でも標準の重要性を教えるべき。
- ・ 標準の教育教材の開発においては、国際的な分担も含めて協力すべき。
- ・ ビジネスと社会のためのスタンダードに関する研究と教育を、理系と文系を融合させたマルチディシプリナリーな形で、大学において開始すべき。
- ・ 国際標準の学習は、社会人になってからでも可能。

第4章 アジア等の諸外国との連携を強化する

- 「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を推進する
- ・ 「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」という幅広いものより、もう少し具体的なエリアに絞った活動の方が有効。
- ・ APEC や地域標準化機関・活動などのスキームを利用して、積極的に提案をするなど、日本の標準についてのリーダーシップイメージを出すべき。

- 中国や韓国との協力を推進する
- ・ 中国や韓国との協力推進には、日本自身が活動を積極化して日本発の提案を行い、その提案に必要な中国・韓国とも連携していく以外にない。
- ・ 中国が国内向けの独自規格を作る動きに警戒し、政府間の素早い交渉をすべき。

第5章 国際標準化のための環境とルールを整備する

- 知的財産の取扱いルールを明確化する
- ・ 標準化技術に係る知的財産権が適切に保護されるよう、国として諸外国に協力を働きかけるべき。
- ・ オープンな標準を含む技術標準による社会全体のイノベーションの促進を図り、技術標準の策定・普及における知的財産の権利者と利用者とのバランスを考慮した制度整備の検討をすべき。
- ・ RAND には問題も多い。より望ましい解決方法の検討がされるべき。

- ・ 標準化技術にかかわる知的財産の取り扱いについての独禁法ガイドラインを策定すべき。

その他

- ・ 検討対象を、ITU が行う電気通信関係の国際標準化と、その他の分野の国際標準化に分け、今次検討対象はその他分野の国際標準化に限定すべき。
- ・ 国際標準化に先立ち、または並行して、国内標準化についての課題を検討し、対策を樹立すべき。
- ・ ユーザーの観点からの検討も必要であり、企業のみ任せのべきでなく、政府として調整を行う部分が必要。

「国際標準総合戦略の検討課題について」に寄せられた意見（団体）
（ご意見中の個人名等は伏せ字で表示しております）

（番号は受付順）

No.	団体名	意見
1	日本知的財産協会	国際標準総合戦略の検討課題に関する意見 拝啓時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 さて、貴本部にて実施されております「知的創造サイクル専門調査会における意見募集 - 国債標準総合戦略の検討課題について - 」につきまして、当協会の意見を下記のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らい賜わりますようお願い申し上げます。 なお、当協会といたしましては、知的創造サイクル専門調査会におけるご検討に対して、協力、支援を行う所存でありますので、必要に応じて声を掛けていただければ幸甚に存じます。 敬具 記 1．国際標準化について 本 件 意 見 募 集 の ホ ー ム ペ ー ジ http://www.kantei.go.jp/jp/singititeki2/pc/060922comment.html に「参考サイト」として掲載されている資料4（国際標準総合戦略の検討課題）に、1.（7）項としてあげられている、「政府が産業界の自主的活動を促す支援策を強化すること」が重要と考える。産業界は日本の技術の国際標準化のために国際会議に人を送るなどしているが、この人財の育成と確保（雇用）は各企業の努力にかかっており、それには自ずと限界がある。特に資金面での政府の中長期的な支援が重要と考えるので、この点について検討いただきたい。 2．国際標準化技術に関する知的財産権について 標準化技術が広く活用されるためには、当該技術に係る知的財産権がリーズナブルかつ無差別的条件（RAND条件）で実施許諾されることが重要であるが、国際標準化の前提として、当該標準化技術に係る知的財産権が適切に保護されることが重要であると考え。日本企業の取得した知的財産権が海外において未契約のまま使用される、あるいは契約はしたものの実施料が未払いであったり、過少申告され国益を損なっているという問題があるので、前記資料4の5.（2）項にあげられているように、日本企業の取得した知

		的財産権が海外において適切に保護されるよう、国として諸外国に強力に働きかけることが、国際標準化の前提と考えるので、この点について検討いただきたい。 以上
2	日 本 ア イ・ビー・ エム 株 式 会 社	国際標準総合戦略の検討課題について、意見を申し述べる機会を頂戴いたしましたことに感謝いたしております。下記にて弊社の意見を提出させていただきます。よろしくご査収くださいますようお願い申し上げます。 【総論】 産業界の意識を改革し、国際標準化の取り組みを強化するという問題意識は、たいへん重要なことと認識しています。知的財産本部が過去に行っていたように、経営者の意識を改革し、知財同様標準についても経営戦略のひとつとするというのは、今後の日本の産業の競争力強化の基盤になると考えます。 【各論】 1．産業界の意識を改革し、国際標準化への取り組みを強化する (2) 企業の組織体制を強化する 何を対象にどのレベルまで標準化するかという峻別がまず最初にあり、その決定を受けて、有利な標準化のスキームは何かの検討をするというのは正しい順序だと考えます。 最近、オープンな標準化団体で複数の企業が作った標準をデジュールに提案するという傾向が、特に米国で強まっているように感じられます。たとえば、OpenDocumentFormat はオープンな標準化団体である OASIS での議論の結果を、ISO/IEC JTC1 に提案しデジュール化(ISO/IEC 26300)が成立しています。日本においても、オープンな標準化団体の育成を推進し、そこからの成果を、全世界へ広めるという意味で、デジュール化するということを積極的に推進する時期に来ていると思います。また、事業戦略の一部に入りますが、どの団体を使って、どの段階からメディアで取り上げられるようにするかなど、ある種マーケティング戦略的な観点も視野に入れておく必要もあると考えます。 (4) 国際標準における知的財産の活用を図る < 5 . (1) , (2) とも関連 > 国際標準化の方向性を踏まえ、国際的な特許権の取得を積極的に検討というのは重要な論点ですが、情報技術分野等では、その技術の進展に対応して、オープンな標準を含む技術標準による社会全体の

	イノベーションの促進を図り、技術標準の策定・普及における知的財産の権利者と利用者とのバランスを考慮した国際ルール of 構築も含めた制度整備の検討が必要だと考えます。 (5) 産業界自身によるアクションプランを策定し実行する 産業界自身による自主的な戦略、取り組みが必要というのはご指摘のとおりだと考えます。産業界でまとまって活動をする標準もあれば、個々の企業もしくは企業グループで取り組む国際標準化というのもありえますので、産業界というかたちでの検討とともに、個々の企業の自由な活動、裁量という視点も配慮するべきだと思います。 (7) 産業界の自主的活動を促す支援策を強化する 標準化に対する意識を醸成する必要がある現段階において、政府が国際参加費用等の助成などをすることは重要ですが、3.(1)にもあるように、最終的には企業自身が標準化を経営戦略のひとつとして位置づけ、人材育成及び処遇も含めたキャリアパスを設定することが求められると思います。政府の役割は、ご指摘のように人材育成型の支援を拡充したり、国際的なフォーラや二国間の協議などにおいて、積極的に標準についての議論を行い、日本からの提案をサポートする国を増やし、国際的な投票の場で賛成票を多数得るようにするなどの活動ではないかと考えます。 2. 国全体として国際標準化活動を強化する (2) 国際議長・幹事を積極的に引き受ける 3. 国際標準人材の育成を図る (1) 次世代国際標準人材を育成する ISO, IEC 等における議長や幹事を引き受けるというのは大事なことで理解しています。その前提として、国際標準人材育成塾（仮称）的な集合教育に加えて、若いころからの OJT 的な経験を通じて、将来の国際標準化人材を育成する必要があると考えます。たとえば、オープンな標準も含めて国際的な標準関係の活動に企業が参加するのを援助する（基本的には企業がすべきことですが、過渡期においては国の援助も必要だと思います）議長のみならずプロジェクトエディターなども積極的に引き受けるなどを通じての若手の人材育成に取り組むべきだと思います。 4. アジア等の諸外国との連携を強化する (1) 「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を推進する現段階では、標準化の取り組みにおいてアドバンテージのある日本がアジア
--	--

	の意見を取りまとめて、欧米の国際標準化団体につないでいくというのは、ハブ的役割を果たすことができるとともに、プレゼンスの向上ということから意味のあることだと思います。昨今の傾向として、欧米諸国がすでにアジア諸国に直接働きかけ始めていること及び分野ごとに個別に標準化の議論が進んでいることから、「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」という幅広いものより、もう少し具体的なエリアを絞った活動のほうが有効なように思います。包括的にイメージを広げるのであれば、現在すでにある APEC や地域標準化機関・活動などのスキームを利用して、積極的にテクノロジー・チョイスについての提案をするなど、日本の標準についてのリーダーシップイメージをだしていくほうが、日本の意識をアジア諸国に示すことができ、意味があるのではないのでしょうか？ (2) 中国や韓国との協力を推進する 中国、韓国は地政学的に重要で、特に中国は、市場、製造現場としての役割も大きく、密接な協力関係が必要だと考えます。ご指摘のように、知財を含めて、すでに欧米に対し、独自の活動を展開している部分も多々ありますので、標準という観点のみならず、各分野における包括的な戦略的パートナーシップ的マップの作成という視点が重要だと思います。
--	--

「国際標準総合戦略の検討課題について」に寄せられた意見（個人）

（ご意見中の個人名等は伏せ字で表示しております）

（番号は受付順）

No.	意見
1	内閣知財戦略本部「国際標準総合戦略の検討課題」への意見 （意見） １．検討課題の対象を、次のように２分し、今次検討対象は、１-２に限定することが適切と考えます。 １-１ 国際電気通信連合（ＩＴＵ）が行う「電気通信関係の国際標準化」（以下「ＩＴＵ国際標準化」と称します） １-２ その他の分野の国際標準化（以下「ＩＴＵ外の国際標準化」と称します） ２．「ＩＴＵ外の国際標準化」については、知的財産推進計画２００６において、「２００６年度中に国際標準戦略を策定し、実行に着手する」と計画されていますことから、策定すべき戦略を速やかに公表され、その「実行着手」に伴う検討課題を優先して解決するという段取りを採られることが適切と考えます。 ３．「ＩＴＵ外の国際標準化」については、国際標準化に先立ち、または並行して、国内標準化についての課題を検討し、対策を樹立することが適切と考えます。 ４．「電気通信関係の標準化」と「ＩＴＵ外の国際標準化」とを統合した国際標準化の体制については、知財推進計画０８以降の計画において樹立されることが適切と考えます。 ５．以上の所見のもとで、貴「課題」が提起された疑問（ご質問）につきましては、いずれも肯定に解すべきものと存じます。 （理由） １．意見１の理由 国際標準化の必須性・緊急性は、分野によって様相を異にすると考えます。電気通信の分野では、１８６５年に万国電信連合が発足、わが国は１８７９年に加盟し、１９３２年に国際電気通信連合に発展後も、理事国として、また事務総局長派遣国としても、国際標準化の主要メンバーたる地位を、既に確立していると考えます。また、わが国の国際電気通信事業者が、経営トップ以下、国際標準化に傾注していることは顕著であります。従って、今次貴課題の、「経営者の国際標準に関する理解の増進を図るべきではないか」、「企業は、国際標準化活動の統括部署を設置すべきではないか」、「政府は、多様な国際標準化のスキームについて、ガイドラインを策定すべきではないか」、「企業は、国際的な特許権の取得を積極的に推進すべきではないか」等の設

	問は、「ITU国際標準化」については全く不要と考えます。 ２．意見２の理由 既に経済産業省「標準化と研究開発・知財を巡る課題」(2004-6)に、事後標準から事前標準への変化」(そのような変化は顕著でない、むしろ逆と考えますが)、「標準化と研究開発・知財の接点」、「デファクト標準とデジュール標準との相互関係」、「デジュール標準とフォ-ラム規格との関係」等について多くの課題が提起されており、その検討結果を確認した上で知財推進計画06の計画で、2006年度内に遂行すべき内容を達成し、次いで、今次貴課題に取り組むことが効率的と存じます。 ３．意見３の理由 3-1 国際標準化に先立って、国内標準化については、貴課題に関する問題点をどのように考えておられるのか、国際標準化の体制が未確立な状況(例えば、DVDプレーヤーについて、松下等のブルーレイ規格と東芝等のHDD規格)のもとで、直ちに国際標準化に進み得るのか、ご所見を先ず明示されたく存じます。 3-2 この場合、「ITU国際標準化」の対象分野につきましては、日本ITU協会が、電波産業会、(ARIB)、情報通信技術委員会(TTC)および日本CATV技術協会(JCTEA)と共に、国際標準に準拠して国内標準を制定していますので、上記の対象外とされることが適切と考えます。 ４．意見４の理由 「ITU国際標準化」と「ITU外の国際標準化」との間には、対象分野の国際的機能の相違(例えば、「移動通信の変調方式」と「受電コンセントの形状」)、所管省や標準化の歴史の相違(総務省所管の電気通信と厚生労働省所管の製薬工業等とのRAND条項の歴史の相違『製薬については、本年1月に始めて起案』)が著しいので、「ITU外の国際標準化」に関する今次貴課題の回答が成案を得た後に、全分野にわたる総合的戦略を、知財推進計画08において樹立する段取りが適切と考えます。 ５．意見５の理由 提案された措置等のうちには、上述のように、必要が認められない分野もあると存じますが、その他の分野においては、反対すべき項目はなく、積極的に推進すべきものと存じます。(以上)
2	基本的な方向は結構なものであるが、細部については異論もある。私が専門的に検討を進めている、国際標準人材の育成について意見を述べるとともに、参考資料を提出したい。 (3) 大学等における標準教育を充実させる。において、 ○政府は、理系学部などにおいて、(後略)とあるが、対象を理系学部に絞

	るのは、愚かであろう。標準の重要性は、文系学部においてもきちんと教えなければならない。 (4) 顕彰制度の充実 そのものは結構だが、従来の状況を見ていると、個々人の貢献そのものよりも、その個人の背景となった組織、企業の貢献＝献金を測っているようで、心苦しいところがある。おそらく、評価体制そのものに問題があるので、注意すべきだろう。 国際標準人材育成については、次のような課題があると考えている。 (1) 多様な動きの可視化 標準に関する教育が、大学でどのように行われているかの情報も含めて、この分野における多様な動きが、特に、日本国内に関しては分りにくい。これらの動きがひとまとめに見渡すことができる場が望まれる。 (2) 世界の動きと同期して、将来への布石をうつ この分野に限らないのだが、国内の活動が、世界的な活動と同期して、将来への布石となっていることが望ましい。例えば、教材の開発においては、国際的な分担も含めた協力が望まれる。 (3) 官庁や大学の枠を超える 国内では、いまだに、同じ標準とは言っても、主管官庁がどこであるかによって、扱いが変わるという問題がある。標準が、実際に適用される現場においては、主管官庁がどこかということが必ずしも考慮されとは限らない。これは、大学についても言えることで、これからの標準に関する (4) 若手の活躍 国内の標準化活動において、社会全般の状況を反映して、高齢化が進行している。教育の場においても、若手の活躍が望まれるし、若手が活躍できる場を用意する必要がある。より詳しくは、研究・技術計画学会誌に投稿中の下記文書を見ていただきたい <i>【参考資料は省略】</i>
3	ビジネスと社会のためのスタンダードに関する研究と教育が、理系と文系を融合させた多方面の学問分野にわたるマルチディシプリナリーな形で、新たに大学において開始されることが必要である。一橋大学スタンダード学研究会「スタンダード研究教育宣言（未完）」を別途、添付ファイルにて送付します。 <i>【添付ファイルは省略】</i>
4	1. 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する (1) 「経営者の意識を改革する」について 政府が民間企業に対し国際標準の普及・促進を提言する場合、その前提とな

る国際規格が、私企業の利益向上に直接・間接のプラス効果が、ある程度約束されている必要があります。国際標準は、広く使われた標準と、殆ど使われなかった標準とが混在しています。確かな見通しなしに国際標準の啓蒙をすれば、無駄な費用が発生します。政府からの啓蒙は、民間企業にとって、死活的な国際規格に限定するべきでしょう。

(2)「企業の組織体制を強化する」について

国際標準化活動の統括部署は必要でしょう。ただ、規格の専門性に対するスペシャリストを育成という観点からは、技術的な停滞を招きやすい欠点があります。標準化の実行部隊は、各開発部門に分散配置するのが良いでしょう。政府としては事例紹介程度にとどめ、あとは各企業の自主的な判断を待つのが望ましいと言えます。

(3)「多様な国際標準化スキームを活用する」について

種々の国際標準化スキームを戦略的に活用するのは良いことです。この場合、戦略性を企業にのみ求めず、政府こそが戦略的に行動する余地があります。即ち、国際規格の標準化団体が多数存在し、規格団体の競争や規格のバッチングもある中で、これらの標準の位置づけを把握する為の「標準化マップ」を作成し、アップデートし続ける必要があります。この作業は、各企業が個別に行うのは無駄で限界がありますから、政府機関が関与して推進すべきでしょう。一方、その様な標準化マップを与えられたら、どこをどう標準化すべきかは、各企業（業界）が判断すべきことで、そこをガイドラインとして政府に期待するのは間違っています。

(4)「国際標準における知的財産の活用を図る」について

特許を取得した上で、その方向に標準化を持っていくのは、国際的なモラルに反します。それは日本だけが良ければ構わないという狭い見です。とは言え、他国もやっているのだから我々も負ける訳には行かないという考えもあるでしょう。しかし、理想的には、国際規格の領域では特許取得を認めないのが望ましく、特許があれば標準化をしないという選択をすべきです。その姿勢としては、標準化情報をいち早く公開し「公知」にしてしまう方法を選択すれば、皆が無料で利用できる様になります。国際標準化機関（の外郭団体）が特許料を徴収するというのは、独禁法に照らす以前にも問題があります。RAND で薄く広く特許料を徴収する方法は、一見理想の解決方法の様に思えますが、標準化ブローカーに、「標準は儲かる」という認識を与えてしまいました。これによって、長期的には公的標準が食い物にされる危険性が増しています。だから日本企業はいち早く特許戦略を進めなければならない、という理屈が出てきます。これは個々の企業にとっては当然のことですが、政府に依頼する方向としては、これを根本的に解決する方法を推進して

	もらうべきです。即ち、(1) 国際標準に使う技術は特許が取れない様に する一方で、(2) 特許が存在する技術は国際標準にしない、という原則を打 ち出し、各国の特許法の改正に動いてもらう事です。その方向性の正しさは、 民間の標準化団体で、(2) のポリシーで成功している分野がある事が示し ています。 (5) 「産業界自身によるアクションプランを策定し実行する」について 賛成です。独禁法に抵触しないことが前提です。 (6) 「マネジメント分野における取り組みを強化する」について 賛成です。 (7) 「産業界の自主的活動を促す支援策を強化する」について 先に述べた通り、国際標準には、必要なものとそうでないものとがあり、政 府による包括的な活動支援は、無意味な国際規格を乱立させる恐れがありま す。政府が支援すべき点は、完成した国際標準の無料化でしょう。少なくと も、IT 関連の JIS 規格は全て無料にすべきです。現在の仕組みでは、国際 会議の場で規格化が進められていますが、いまやインターネットの時代で す。国際会議は半分以上に減らし、ネットワークで議論をすべきです。現在 の標準化の仕組みを、永続的なものとして捉えるべきではありません。日本 は、その様な標準化プロセスの構造改革にも提案をするべきです。公的な標 準化機構は、業界の標準化団体の挑戦を受けており、しかも分が悪い状況で す。これの支援策として、規格の無料化は最も効果的な方法です。その前提 として、国際規格の JIS 化 (翻訳) に支援が必要でしょう。まず、日本が賛 成した国際規格は原則として全て JIS 化すべきで、一方、日本が反対または 棄権したものは原則 JIS 化しない事にしたらどうでしょうか。その為に必要 な資金は、政府が提供する価値があります。IT 分野に限って見れば、ISO の 規格はほとんど JIS 化されていないのに対し、W3C 等の民間の規格が多く JIS 化されている事実を見れば、規格の日本語化がいかに大切かが分かるでしょ う。英文の規格は、日本語化する事によって普及が促進されるのです。日本 語化は、ここで提案された全てのアイデアが束になってもかなわない、最も 強力な国際標準の普及策です。 2 . 国全体としての国際標準化活動を強化する (1) 「国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する」について 賛成です。国費原資の研究プロジェクトは 2 年間で成果を出すことが求めら れますが、国際標準化はよりフレキシブルな対応が必要で、標準化が成った 結果を評価すれば良いでしょう。ともすると、一部の有名国立大学に惰性的 に資金が提供されがちな状況を見直し、テーマ毎に賢く資金を投入すべきで す。
--	--

(2) 「国際議長・幹事を積極的に引き受ける」について 国際標準の議長・幹事を引き受けるのはたやすい事です。どんどん標準化提案をすれば良いのです。提案すれば、割と簡単に議長・幹事に推薦されます。議長・幹事の引き受けが少ないのは、日本発の提案が少ない事の証左です。その認識もなく政府に働きかけを期待するのは間違っています。 国際標準の議長・幹事に、活動資金を提供する前に、標準化のアイデアが有るのかどうか確認すべきです。良いアイデアと見通しがあり、次にグループでの勉強会があり、その結果提案するという手順を踏まないと、お金をもらっても観光旅行に化けてしまいます。 (3) 「環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する」について 賛成ですが、これは従来から政府が取り組んできた姿勢ではないでしょうか。CO2 の京都議定書などは見事な成果があり、一方、サハリンのガスパイプラインの環境問題では無策でした。この領域では、国際標準の限界があるので、政府間交渉も含めた総合的な戦略が必要となるでしょう。 3 . 国際標準人材の育成を図る (1) 「次世代の国際標準人材を育成する」について 人材育成は、既存の標準化機構と企業の連携の中で、やろうと思えばもっと出来たはずで、それを怠ってきたツケを政府に払わせるのは間違っています。標準化エリートの既得権を増やすだけに終わるでしょう。まず既存の標準化機構の中に人材育成のプログラムを作るべきで、そこに予算が必要なら出すのが望ましいと思います。 国際標準人材のキャリアパスの確立には賛成です。国際標準の分野は、景気が下向くと真っ先にリストラされやすい所です。政府系研究機関や大学に受け皿があると良いでしょう。 (2) 「国際標準人材間のネットワークを構築する」について ネットワーク作りは必要です。ただし、それを政府に求めるのは、日本だけではないでしょうか。欧米のメーカーは、犬猿の仲の企業は存在しますが、一般に業界でまとまるのが上手で、日本の様にいわゆる「お上」の音頭取りが無いとまとまらない、という事は少ない様です。政府に頼ると、省庁の縦割り行政の影響を受け、国際標準のあるべき姿が歪んだものになり勝ちです。まず業界でまとまる努力がなされ、課題が浮き彫りになったら政府の力に頼るのが正しいステップかと思います。 (3) 「大学等における標準教育を充実させる」について 国際標準の学習は、社会人になってからでも可能で、学部学生は基礎学問をしっかり固める事が大切です。大学院の院生の場合には、研究テーマの延長線上に国際標準があっても良いでしょう。カリキュラムは大学が決めるこ

とで、しかも国際標準は純粋技術ではないので、大学にとっての研究のインセンティブを良く考える必要があるでしょう。企業が国際標準の人材を求めれば、大学教育は自然に変わるのではないのでしょうか。

(4)「顕彰制度を充実する」について
賛成です。

4. アジア等の諸外国との連携を強化する

(1)「アジア・太平洋標準化イニシアチブを推進する」について
賛成です。

(2)「中国や韓国との協力を推進する」について

今日の国際標準化作業は、中国や韓国と連携を取って進めようと思えば、比較的簡単に連携が取れる仕組みになっています。しかし、標準化の専門家はそんな活動に余り興味が無かった様に思います。そもそも標準化でアジアが団結して欧米と張り合う必要性は多くないと思います。中国が自国の標準を国際標準にしようと活動し、韓国が国を上げて標準化の推進にまい進している状況は明らかですが、それにタダ乗りさせてもらえるほど甘くはありません。日本自身が活動を積極化し、日本発の提案を行い、その提案に必要な中国・韓国とも連携して行くという以外の選択肢は無いと信じます。政府に期待するのはそのような活動を積極化させる支援策です。

一方で、豊富な国内市場を背景に、中国が国内向け独自の規格を作る動きには警戒が必要です。この点では標準化機構は無力なので、政府間の素早い交渉が必要な場面が多くなるでしょう。

5. 国際標準化のための環境とルールを整備する

(1)「より公平でオープンな国際標準化システムの実現を目指す」について

この事は、標準化団体同士の競争の問題に帰着される様に思います。特に情報処理分野ではW3C等の民間の標準化団体に対するISOの影響力の相対的な低下が顕著です。ISOは、情報公開といっそうの電子化を始めとした、抜本的な改革が必要と思われます。企業は、利益が見込まれる標準化案件は自社の独自規格にしておきたい、という欲望を持っていますが、ISOはその様なパワーに抗し切れなくなっており、弱者連合の様相を呈する羽目になり勝ちです。このような状況下で、政府の支援も勿論大切ですが、この問題の有効な解決策は、様々な国際規格のマップの中に日本企業が取り組むべき新規技術領域を見出し、そこに資金を投入して業界による標準化団体を結成し、ISOなどの標準化団体と連携して標準化を進め、そこに諸外国の企業も巻き込んだ活動に発展させて行くことだと思います。

(2)「知的財産の取り扱いルールを明確化する」について

	標準化のための RAND が独禁法に抵触しない事を、各国でも確認する必要があります。政府レベルで働きかける事が期待されます。ただ、RAND は現実に存在する特許問題を回避するためのひとつの方法ではありますが、問題も多く、より望ましい解決方法の検討もなされるべきでしょう。例えば、標準に関係する技術の特許は制限をすとか、特許が存在する標準は行わない、等の対応も必要かと思います。
5	短いコメントですみませんが、WTO についての勉強会を開催してください。特に、WTO のルールの下で、民間事業者が仕様書を提示して物品を調達する場合に、何らかの制約があるのか（仕様書は国際標準に準拠していなければならないのか等）どうか明確にしてください。政府系機関の場合には WTO 政府調達協定に示されていると思いますが、仕様書を提示して物品を調達する場合の制約を明確化していただきたいと思います。不勉強で申し訳ありませんが、特に、WTO/TBT 協定等に記載されている「国際規格」の定義を明確にしてくださいと思います。「国際規格」というのは、ISO、IEC、ITU といった公的標準に限定されるのか、それとも民間企業を主要メンバーとするフォーラム等の作成するフォーラム標準のことも含むのか教えていただきたいと思います。
6	課題について以下のとおり意見提出いたします。 = = = = = 国際標準化においては、知財の有効活用のツールとして利用するという側面とともに、技術をオープンにし技術開発の進展と競争の促進をはかるという公共的な側面も同時に検討される必要がある。そのためには、標準化技術という領域に特化した競争法の国際的ルール作りが重要である。 具体的には、以下の点が考えられる。 （１）独禁法の整備と国際的協調の推進 標準化技術にかかわる知的財産の取り扱いについての独禁法ガイドラインを策定する。一般的な知財ライセンスと独禁法の関係ではなく、技術標準化の性格を考慮して独禁法ガイドラインを明確にすることで、標準化活動の促進をはかることができる。 例えば以下の点についてのガイドラインが必要である 標準化に向けた共同研究やコンソーシアム活動におけるガイドライン・・・参加資格、成果の公開等についてのガイドラインの好評 標準化技術と認定された特許権等の権利行使についてのガイドライン・・・FRAND ライセンスについての判断指標の策定 これらは、単なる国内問題としてではなく、国際的な独禁法のハーモナイゼーションを目指して議論されるべきである。

また関係企業等がこの分野に関心を持つべきこと、取組を強化することも良いことだと思う。

- ・ただし通信やデジタル関連のネットワークに係る企業は、既にそれなりの取組をしているのではないか。また標準の問題、特にそれに係る知的財産権取扱問題は既に JISC 等で議論されている。

- ・よってたしかに未だ気づいていない人々（企業）がいるのは事実かもしれないが、本来必要な者は気づいており、あまり声高にすべきかは疑問。（もっとも気づき取り組んでいる社の中にも、それに気づいていない幹部の存在もあろうことから、そのような者に気づきに機会を与え、もって既に取り組んでいる社内の関係部署にエールを送る意味はあろう。）

- 標準化は、企業にとって「両刃の剣」。これを認識すべし。

あまりにも声高にその重要性を説き、関係ない者にまで変な行動を取らせないよう、慎重にあるべき。

- ・「標準化」は企業にとって両刃の剣でえもある。即ち自社技術が標準採用されることは当該企業の競争ポジションを有意にするが、そのためには事前段階で仲間を募るためその技術を開示せねばならず、また標準化活動自体相当の手間と費用がかかる。よって全ての企業が取り組むべき問題かは疑問（特に体力に問題のある抽象製造業（標準のような技術資産しかないいわゆるベンチャーは除く。））

国際標準になるにはまず国内での標準が必要。国内ですら相当の手間コストがかかるところ、それが国際となれば更に何倍も手間とコストがかかる。

- ・なお現実に国際標準化が問題になるのは、ネットワーク系やデジタル化といった外部経済が働くところ

- ・また標準化が馴染む分野とそうでもない分野がある。前述のネットワーク系は、s のネットワーク（標準）にあわない製品は実質的な価値がなくなり、この意味で標準は重要。また近時デジタル機器を中心に設計のモジュール化が進むが、この分野もこのモジュール（＝標準）にあわないと部品としての採用がされなくなり、その意味で重要。ただ、たしかにかつての事後標準から事前標準に移行しつつはあるが、バイオやナノテク分野までが直ちに標準化問題があるかは疑問。たしかにバイオのスクリーニング特許等はあるが、これは標準化問題というよりはスクリーニング特許の権利行使の問題。ナノテクに係るナノ材料規格も要は「決め」の問題。即ちこれらは標準外製品が直ちに製品としての意味を失うようなものではない。逆に下手に標準化するということは、技術の選択肢を限定してしまい、将来新たな技術発展の芽を摘むことにもなりかねない。

- ・下手に標準化に取り組むと経営にマイナスになるところも。よって、国際

標準化は重要ではあるが、闇雲に賞揚すべきではない。

- ・更に敷衍するに、標準化活動は自社の優位性獲得を狙うが、特に知的財産権が絡む場合、その知的財産権の排他的実施の利益に必ずしも結びつかないか、逆に結びつけようとする、ホールドアップ問題や RAND 条項違反という標準そのものの問題を起こしかねない。即ち、前者の場合、自社の知的財産権を標準化の内容にするには、事前の開示や当然当該知的財産権が今後の事業活動の支障にならないようにする必要がある（そうでないと誰も標準化に賛同しない）。この場合、知的財産権の行使は限られる。にもかかわらずこの知的財産権で儲ける（独占的レントを実現させる）には、標準策定時点では黙っていて決定後に研履行しうるホールドアップか、あるいは標準は紳士協定であることから敢えて協定破り的な高額ライセンス請求するか、となる。そして後者の道を取ることは、経済社会全体にとって望ましいことではない。しかるに自社技術標準化を過度に賞揚することは、このような道に迷い込む企業をふやさないか懸念される。現実はこの標準化段階に行かなくとも、それ以前の活動には手間も費用もかかることから、当該企業は経営を誤る可能性もある。

- ・以上より国際標準化への取組は重要ではあるが、全ての企業が闇雲に取り組む問題ではなく、よって過度に賞揚することには慎重でありたい。

補；たぶん標準に取り組めるのは、技術的・また法的（知財法）にもしっかりした大企業であろう。しかも当該標準を目指す分野の基本特許ないし相当カバー領域の広い関連特許群を持ったところであろう。

補；大学について；近時「事後標準」から「事前標準」の動きの中、また先端技術に係ることから大学の存在も重要となっているが、大学が独自（単独）で進めることは、大学は本来的にビジネスに弱いことから得策でないことに加え、仮に標準となる基本特許を取った場合、大学はそれを商品化して利益を得る道が無いことからどうしてもライセンス収入に固執するところ、それがややもすると過度となり事業化への支障に成る場合もある。って、できることまら前記の標準化に取り組む企業等と組んでの取り組みが望ましいと思われる。

- 国際標準化のハードルをより良く認識すべし。

- ・国際標準化のハードルをよりよく認識すべきである。即ち、多数決の世界であること、また技術が優れているからといって必ず標準に「なる」ものでもないこと。

- ・まず多数決であること。賛同者（仲間）が不可欠まず多数決であるが、ISO のような国際標準機関では各国 1 票が原則で、故に欧州諸国は別途 EU の枠組みもあり基本的に強い。また米国も広い本国市場に加え欧州系気御

意得買収でそれなりの力を持つ。さらに近時は標準会合での議長役を取る、これだ発言権が増す - こともしている。よってわが国が標準策定会議の議長等の役割を取ることは背極的にすすめるべき。また欧米に対抗してアジア諸国との連携・協力も重要（但しアジアには米系企業が相当進出ししており、その意味では米の動きに注意。）

- ・なおこの構図はいわゆるコンソーシアムやフォーラムといった民間主導の標準化作業体において同じ。

- ・技術が優れているからといって、必ず標準に採用される訳ではない（相手の受け入れ可能性！）。ところで上述のように多数決の世界であるから、その技術を標準採択して貰うのは、その賛同者を募らなければならない。なお技術的に優れている、例えば生産コストが安い等、は他社が採用する一つの要件ではあるが、その採用により当該者が将来の市場ポジションを失うような場合は絶対に賛同しない。即ちそれが標準採用された後の市場状況で自社がうまく立ち回れないような技術は絶対に賛同してくれない、逆にさんそうして貰うには、将来市場での活動を在る程度補償するようなことまで必要になる間もしれない。その点、例えば i モードにしてもハイビジョンにしても、技術的優位性のみ唱うばかりでその点の配慮が足りなかったのではないか。むしろ相手を積極的に巻き込む、例えば共同開発にする、あるいはアカデミックディスカウント等で相手国ユーザーを先に取り込む（外堀を埋める）とかも必要であろう。

- ・むしろ怖いのは自社技術の採用どころか、外されること

- ・むしろ憂うべきは、自社技術の固執して全く関係ない他国（他社）技術が標準化されること、いわば仲間はずれにされることである。標準化は（どこまでその範囲をひろげれるかについては独禁法の問題はあるが、それはさておき）通常複数、主と周辺、からなる場合が多く、この技術群に入れば標準仲間となれ、当該標準の使用が有利にできるが、それに全く関係ないとライセンス等で苦勞する可能性もある。よって策定作業においては、自社技術一本槍ではなく、優良な他社技術の周辺技術である自社技術等にも配慮することが必要。（因みにビデオ戦争でソニーの β は VHS に負けたが、ソニーは周辺機器等の特許を保有しており、これを活用して VHS にも割とスムーズに参入できた。）

- 国は、環境整備等に努めるが、具体的内容への関与はしない。

- × 技術ナショナリズム

- ・ 国は、環境整備等のみを行うべきで、具体的標準化活動、特にその内容に関与すべきではない。まず国が具体的な標準策定できないことは、DVD で現在 HDVD とブルーレイでの決着が付かないことからしても明らか。むしろ

る国の積極関与は、いわゆる技術ナショナリズムを賞揚するもので自由貿易ないし自由市場原則に反する。

- ・むしろ中国等の動きを牽制。TBT 協定遵守。近時中国は自国技術の標準化を目指し WAPI 標準の義務づけ等をしようとしたが、米国の反対もありそれは流れたが、仮にわが国が国の積極関与で技術ナショナリズム的色彩を差せば、中国のこのような動きに抗でなくなる。現在 TBT 協定見直し議論もあるが、技術的バリアは増える方向で取り組むべきである。即ち、国は、民間が自由に（競いつつも）標準を効率的に定められるような環境整備に努めるべきである。

- ・環境整備として；関連特許調査、「場」の設定のサポート、等

なおこの環境整備には、民間自主活動では埒の開かない問題、いわゆる市場の失敗に近いような場合も該当しよう。この観点から標準化に際しては、関連特許等の洗い出しが議論になるが、この点での強力、例えば特許庁の独狐データの活用等があろう。（因みにわが国の特許庁データは相当開放されており、民間でも在る程度のサーチは可能。ただし主眼公開前は民間ではサーチ不能なので、そこは特許庁自ら強力できる可能性は在ろう。）またそもそも標準化を策手するためのボディ（コンソーシアムやフォーラム）の構築に苦労する場合もあろう。この場合、例えば国ないし国が関与する公的機関（JISC 等）がその中立的立場から “ 会議の場 ” を儲けるようなこともあろう。

- ・競争政策からの関与；パテントプール緩和、実際問題発生時の適切な対処最後に競争政策からの適切な関与があろう。これには二つ場面が間がえられ、まず標準を策定する一つの手法としてパテントプールがある。ただパテントプールには独禁法上問題になりかねないものもある。ただ独禁法規制はむしろ事後的にして、事前観入は慎むべきと思う。何故ならば、そもそも標準化作業は時間がかかるところ、そこに独禁法の介入があるとますます遅延したり、まとめるものもまとまらないおそれがある。なお観念的に競争制限的でも現実にそうなるかは実際の運用による（例えばコーヘン・ボイヤの遺伝子特許など相当に範囲が広く将来発明に観念的には支障のおそれがあるが現実には適正にライセンスされ問題は生じていない。）。またパテントプールといえどもその運用は民間が自主的に儉約ベースで行うところ、あまりにもおかしいところは実際問題実現しにくいと思われる。そして現実に競争制限的問題が生じれば（例えば侵害訴訟とか）その時点で判断しても十分ではないと思われる。次に何らかの標準策定後であるが、これはパテントプールの最後のところ、即ち何らかの問題がおきた場合、適切に措置することである。因みに米国はランバス事件等で積

	極的に競争当局の関与が見られるが、わが国においてもそのようなことが望まれる。
9	【標準化に参加するプレイヤー毎に戦略は異なる】 企業の標準化戦略は、その企業の立場や、事業ドメイン、必須特許のありなし、自社実施規模の大小によって大きく異なることになる。例えば、必須特許を多く有し、自社での実施規模が小さい企業にとっては、技術標準に含まれる自社の必須特許で稼ぎ出すことが至上命題となる。一方、必須特許がそこそこの数で、実施規模が大きい会社にとっては、ライセンスに留まらず、該当事業での収益をあげることが命題となる。 →このように立場が異なることで、標準化戦略は大きくことなるから、大上段に標準化戦略とはこうあるべきである。とのモデルは作りにくいものと思われる。標準化に参加するプレイヤーの属性によって枠組みを整理することが必要であると考えられる。プレイヤーの属性については、その企業の立場や、事業ドメイン、必須特許のありなし、自社実施規模の大小などによって分類が検討できるものと思われる。 【国として現状のルールを見直す姿勢と視点を持つこと】 日本人は、その性質からか、ルールを鵜呑みにして従うことが前提で考えがちであるように思われる。中国がTBT協定にクレームしているように、現状のルールを有利な方向へ変える姿勢と視点を持つ必要があり、このルールメイクを行う活動は政府において他にないものと思われる。 【ユーザー視点をもって標準化を考えること】 企業の利益を第一に追求した視点になりがちであるが、標準化の結果、最終的に便益を受けるユーザーの観点からも検討を行うことが必要である。例えば、ベータとVHSの標準の争いで、一番の不便をこうむったのはユーザーである。このようなことがおこらないような調整を企業にのみに任せるのではなく、政府として調整を行う部分が必要であると考えられる。そのときの視点は唯一、最終的に便益を受けるユーザーの視点であると考ええる。 【標準獲得のための日本企業間連携】 例えば、通信事業においては、製造メーカーとオペレータとが別会社としてそれぞれ標準化を行っており、研究開発活動としては連携しているが、この連携が知財を含めて行われることは稀である。権利化の過程においても日本企業同士が協力して技術標準を獲得する体制を構築することが必要であると思われる。（この点は、特許庁の移動体通信に関する特許調査報告においても指摘されている。）
10	知的財産戦略に関するパブリックコメント 【1～5.については「知的創造サイクル推進のための検討課題」に寄せら

	れた意見として記載】 6. 国際標準総合戦略 電話でお尋ねしたかぎりでは、日本には優秀な技術があるがその技術を国際標準技術にはなかなかならないので、それについてのコメントということでした。 余りにも大きな課題であるのとそれをカバーする知識がないのでなんとも申し上げられないのですが。 例えば石油関連貯蔵設備の建設に使用される規格として API 規格（アメリカ）、ASME 規格（アメリカ）、DIN 規格（ドイツ）、JIS 規格（日本）などがありますが、例えば JIS 規格は API 規格より後にできた規格とすればかなりの部分で API 規格の内容が取り入れられていると思われます。 石油関連貯蔵設備の国際入札においての設計規格は API 或いは ASME 規格が要求されたものが多かったと思います。 その意味するところは、実際何力国においてその技術を使ってどれだけ多くの設備が作られ使用されているかということではないでしょうか。 ようするにどれだけ多くの世界の人がある規格に接しているかだと思います。 世界規格として確立されるためには技術の優秀さも重要なことと思いますがその技術がどれだけ多くの国で使用されているか、そしてその技術を使用した国で実績に対する信頼が得られたとき国際規格としての要件が整うような気がします。 国際規格にして、世界で使ってもらうことを考えるより、その技術が如何に有益な技術なのかを世界に知ってもらうために技術を持参して世界を駆け巡り、世界の声で国際規格とすることが必要なのではないのでしょうか。もし、優秀な技術であるならそれが可能だと思います。
11	私は平成元年頃より個人事業者として音楽の演奏や制作そして音楽講師など、いろいろと副業などを交えながら行って居りましたが、以前私の創作したギター用の教則曲が米国に渡り大変良い評価をいただき、光栄な事でもありこちら所在を知りたく想っていたところコンタクトがあり、JUSFC という、こちらで言う文化庁の様なセクションでしたので、すでに数年前に手紙と共に資料等を送付致しました。（以下米国への送付先） ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■ Tel: ■■■■■■■■■■■■■■ Fax: ■■■■■■■■■■■■■■

	http://■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ その後やはり数年ほど前に外務省商務部（大使館）と想われるセクションの方から御連絡を頂き話を伺いました所、これは日米間の交流団体であり相談の窓口としては、文化庁へとの旨でした。その後に文化庁著作権課、内閣官房知的財産本部事務局等々へ私が以前インストラクター時に創作した米国にてのギターメソッドの件にてご相談連絡させて頂き昨年から今年に渡り内閣知的財産推進事務局のいくつかの専門調査会議に許可を頂き傍聴させて頂きました。 先日、ワシントンにて米国知的財産権を扱う米国弁護士資格を持つ日本人の方からは（要請あれば米国内での権利等いろいろ協力はします）などレスポンスを貰いアドバイスや案件のコメント等を何度かやり取りしました。ただまずは日本国内での確定など日本国内の弁護士さんと十分検討し相談することも重要との話で、以前から音楽協会の顧問はじめ数人の弁護士や弁理士の方にも相談して参りました。 米国からの Copyright（つまり著作権者の権利）と日米両国の文化や社会経済など様々な事柄を考慮しつつ解決に向けた交渉をしたく想って居りますが私の様な個人業者ではとても困難な業務で在りまして、国内行政の方からの御協力を承れば、こちらと致しましては非常に心強く、是非ともお願いしたい所存にて存じ申し上げます。 GuitarTeachingMaterial などメソッドとして当時から現在に至る他にも判りやすくアドリブ、理論的な解釈や奏法を獲得するための物などを集め新たに作成する事など考えて居ります。
12	私はカナダトロントで懐石料理を営業しています、板前兼経営者の■■■■と申します。 海外から日本の伝統を守ろうと奮闘しておりまして頑固一徹、日本の味をそのままに懐石料理のみ提供しております。 「kaiseki」の言葉は知的財産に値すると思い、手紙を書いている次第でございます。 ここ、トロントに3年の予定で日本レストラン新装開店の仕事に出向いてから23年。様々な事情により紆余屈折しながら年月を重ねる内に日本食の味の衰退に、日本料理を修行してきたプライドが目覚めました。 このままでは歴史ある日本の食文化が壊されてしまう危惧を感じ、本業である懐石料理の店を始めたのが5年前。当初は現地の人にも日本人の人にもあまり受け入れられませんでした。金額、量、献立内容、どれを取りましても消費者の満足の域ではなかったからです。しかし、味だけは評価されていたので料理に対する哲学や方針を変えず如何に懐石料理の真髄を認識しても

	らえるか試行錯誤の連続でした。そんな折、知的財産の言葉を知り私なりに懷石に対する資料を集め出す内に、立派に知的財産に核当するのではと思いました。 国外では「Kaiseki」はたとえ「懷石」であれ「会席」でも同じ単語なのです。元々、千利休が禅の心得から発した料理の名前は「会席」でした。時代と共に会席の精神とは関係なく商売に使われだした「会席」を、茶の湯と利休を支持する愛好家達が「懷石」という言葉で区別するようになったのが現代に継続しております。私は調べているうちに今はまた転換期に来てると思いました。頻繁に国内でも懷石が氾濫しております。ここで本来の懷石料理を携わってきた者が訴えなければ「Kaiseki」の単語が国内外で無国籍料理の商売に利用されてしまいます。 国外で日本の食材が広まるのは大いに賛成ですし、弊店に置かしても尋ねられれば仕入先から用途まで正しい情報を伝える努力を惜しみません。しかし、日本の歴史に造形の深い「Kaiseki」の言葉を日本食の一環として使われだした事に対し、黙視してはいけないと思い海外で本格的に懷石を出している自分から訴えていこうと決意を固めました。 政府が何かしらの証書を発行し、世界に発信していただければ正しい認識の「Kaiseki」も地位を守られ、日本の食文化も壊されずに済みます。 日本は古来から外国の食材を工夫しながら「和」の味にして来ました。でも、料理の形態は日本独特に築き上げた物であり歴史ある食文化であります。特に懷石は日本の精神を追求するもので日本料理の原点と言っても過言ではないと、海外で頑固に懷石を守っている私は自負しております。トロントは他民族がお互いの文化を尊重しながら生活できる世界でも類のない都市の中、トロントも食文化に目覚めつつあります。色々な国の料理を模索し、自分のオリジナル料理に必死になっています。だからこそ「言葉」に対する知的財産は大事なのではないでしょうか。どうか、一刻も早く対処してくださいよう節にお願い申し上げます。
--	--